

那覇市公報

第 1 7 0 7 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

○地縁による団体の告示事項の変更について（まちづくり協働推進課）………… 1254

◇ 公 告 ◇

○個人情報業務届出書の公表について（市民生活安全課）…………… 1255

○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（市民生活安全課）
…………… 1265

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について（建築指導課）………… 1267

○高機能消防指令システム賃貸借契約に係る入札の実施について
（消防局 指令情報課）…………… 1268

◇ 消防局訓令 ◇

○那覇市消防職員服務規程の一部を改正する訓令…………… 1272

告 示

那覇市告示第 328 号

平成 29 年 12 月 6 日

掲 示 済

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体について、同条第 11 項の規定による告示事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名 称 首里赤田町自治会

2 変更があった事項及び内容

(1) 代表者変更

変更前の代表者の氏名及び住所

氏名 宮城 信 住所 那覇市首里赤田町 2 丁目 28 番地

変更後の代表者の氏名及び住所

氏名 富名腰 朝健 住所 那覇市首里赤田町 2 丁目 38 番地

公 告

那覇市公告第 488 号
平成 29 年 12 月 19 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成29年12月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	環境部クリーン推進課 電話889-3567			
個人情報管理責任者	クリーン推進課長			
業 務 の 名 称	不法投棄防止用カメラ設置・運用業務			
業 務 の 目 的	市内の不法投棄が大量、頻繁に投棄される場所にカメラを設置し不法投棄の抑止を行う。			
個人情報の対象者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する者			
業務の開始年月日	平成29年12月11日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☐ 氏 名 ☐ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☒ その他 (カメラに映 る個人情報 ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性 審議会)			
個人情報の収集時期	☒ 定期(24時間稼働) ☐ 随時()			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第4号に該当)			
個人情報の記録形態	☐ 文書 ☒ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

平成29年12月4日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部管財課			電話 862-9904 (内2078)
個人情報管理責任者	管財課長			
業 務 の 名 称	那覇市役所本庁舎等の防犯カメラの設置及び運用に関すること			
業 務 の 目 的	市民等の権利及び利益を保護し、市民等が安心して本庁舎等を利用できる安全な環境を確保することを目的に那覇市役所本庁舎、第1駐車場、第2駐車場に防犯カメラを設置し、運用する。			
個人情報の対象者	市民等(那覇市に居住、通勤、通学し、又は那覇市に滞在、通過する者)。			
業務の開始年月日	平成18年11月1日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☐ 氏 名 ☐ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ そ の 他	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☒ そ の 他 (カメラに写る個人情報) ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・ 審議会)			
個人情報の収集時期	☒ 定期(毎日24時間) ☐ 随時()			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第4号に該当)			
個人情報の記録形態	☐ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成 29 年 12 月 15 日

那覇市長宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	福祉部保護第1課 電話 861-5193			
個人情報管理責任者	福祉部保護第1課 保護第2課 保護第3課 保護管理課			
業 務 の 名 称	生活保護業務 外国人に対する生活保護の措置 行旅病人及行旅死亡人取扱業務			
業 務 の 目 的	生活保護法、外国人に対する生活保護の措置に基づき生活保護の業務を行う。 また、行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく業務を行う。			
個人情報の対象者	市内に居住地または現在地を有する要保護者及び生活に困窮する外国人			
業務の開始年月日	平成 4 年 4 月 1 日以前			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☒ 国 籍 ☒ 本 籍 ☒ 続 柄 ☒ 親族関係 ☒ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☒ 学 歴 ☒ 資 格 ☒ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☒ その他 ()	☒ 収 入 ☒ 資産状況 ☒ 公租公課 ☒ 経済取引 ☒ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☒ 健康状態 ☐ 容 姿 ☒ 病 歴 ☒ 障がい程度 ☐ その他 ()	☒ 勤務状況 ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(保護申請時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1.2号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	組織改正等に伴い、H26.3.31に変更届出を提出すべきだったが、 手続しておらず、H29.12.15に業務整理のため、H4に提出時の業 務届出の廃止届出書を提出し、改めて業務届を提出する。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成 29 年 12 月 15 日

那覇市長宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	福祉部保護第1課 電話 861-5193			
個人情報管理責任者	福祉部保護第1課 保護第2課 保護第3課 保護管理課			
業 務 の 名 称	生活保護業務 外国人に対する生活保護の措置 行旅病人及行旅死亡人取扱業務			
業 務 の 目 的	生活保護法、外国人に対する生活保護の措置に基づき生活保護の業務を行う。 また、行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく業務を行う。			
個人情報の対象者	要保護者及び生活に困窮する外国人に対する扶養義務者			
業務の開始年月日	平成 4 年 4 月 1 日以前			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☒ 国 籍 ☒ 本 籍 ☒ 続 柄 ☒ 親族関係 ☒ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☒ 収 入 ☒ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☒ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☒ 健康状態 ☐ 容 姿 ☒ 病 歴 ☒ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(申請時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1.2号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	組織改正等に伴い、H26.3.31に変更届出を提出すべきだったが、 手続しておらず、H29.12.15に業務整理のため、H4に提出時の業 務届出の廃止届出書を提出し、改めて業務届を提出する。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・**変更**)届出書

平成29年12月6日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部まちづくり協働推進課 電話 8 6 1 - 3 8 4 6		
届 出 の 区 分	☐ 廃止 ☒ 変更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成29年12月11日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	校区まちづくり協議会支援事業 平成27年4月1日		
廃止又は変更の 理 由	・校区まちづくり協議会カルテ作成に伴い、新たに個人情報を収集することに伴う変更 ・11月1日付け提出した「個人情報業務届出書」の一部修正による変更		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	個人情報の対象者 ①校区まちづくり協議会構成団体の役員等 基本的事項 収集方法 本人以外で「本人同意」 個人情報の収集時期 随時（校区まちづくり協議会結成時） 本人への通知方法 「口頭」	個人情報の対象者 ①校区まちづくり協議会構成団体の役員等 ②当該カルテ作成に必要なボランティア等の個人情報（公知性あり・審議会承認分） 基本的事項 その他「電話番号」を追加 収集方法 本人以外で「本人同意」、「公知性」と「審議会」 個人情報の収集時期 随時（①各校区まちづくり協議会カルテ作成時 ②校区まちづくり協議会カルテ作成時） 本人への通知方法 「通知不要」に修正。	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成 29 年 12 月 15 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	福祉部保護第1課			電話 861-5193
届 出 の 区 分	☒ 廃 止 ☐ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成 26 年 3 月 31 日	
業務の名称及び 開 始 年 月 日	生活保護業務（保護第2課）		平成 4 年 4 月 1 日以前	
廃止又は変更の 理 由	保護管理課及び保護第3課の増設、また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い特定個人情報(個人番号)を取得する事務が追加されたことにより新たに業務届出を提出するため、平成4年3月19日付けで保護第2課より提出された個人情報業務届出書(個人情報の対象者が要保護者)を廃止する。			
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後	
備 考	H26.3.31に届出をするべきであったが、手続きが不要だと誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成 29 年 12 月 15 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	福祉部保護第1課			電話 861-5193
届出の区分	☒ 廃止 ☐ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成 26 年 3 月 31 日	
業務の名称及び 開始年月日	生活保護業務(保護第2課)		平成 4 年 4 月 1 日以前	
廃止又は変更の 理 由	保護管理課及び保護第3課の増設、また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い特定個人情報(個人番号)を取得する事務が追加されたことにより新たに業務届出を提出するため、平成4年3月19日付けで保護第2課より提出された個人情報業務届出書(個人情報の対象者が扶養義務者)を廃止する。			
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後	
備 考	H26.3.31に届出をするべきであったが、手続きが不要だと誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成 29 年 12 月 15 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	福祉部保護第1課			電話 861-5193
届出の区分	☒ 廃止 ☐ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成 26 年 3 月 31 日	
業務の名称及び 開始年月日	生活保護業務(保護第1課)		平成 4 年 4 月 1 日以前	
廃止又は変更の 理 由	保護管理課及び保護第3課の増設、また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い特定個人情報(個人番号)を取得する事務が追加されたことにより新たに業務届出を提出するため、平成4年3月19日付けで保護第1課より提出された個人情報業務届出書(個人情報の対象者が要保護者)を廃止する。			
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後	
備 考	H26.3.31に届出をするべきであったが、手続きが不要だと誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成 29 年 12 月 15 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	福祉部保護第1課			電話 861-5193
届 出 の 区 分	☒ 廃 止 ☐ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成 26 年 3 月 31 日	
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	生活保護業務(保護第1課)		平成 4 年 4 月 1 日以前	
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	保護管理課及び保護第3課の増設、また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い特定個人情報(個人番号)を取得する事務が追加されたことにより新たに業務届出を提出するため、平成4年3月19日付けで保護第1課より提出された個人情報業務届出書(個人情報の対象者が扶養義務者)を廃止する。			
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後	
備 考	H26.3.31に届出をするべきであったが、手続きが不要だと誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 489 号

平成 29 年 12 月 19 日

掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報提供届出書

平成29年12月18日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	都市計画部 建築指導課	目的外利用部課 又は提供先	沖縄県
業 務 の 名 称	平成29年度都市計画基礎調査（その1）		
利 用 の 区 分	■提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	■平成29年12月18日から平成29年12月31日		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	建築計画概要書に関する必要データ		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	■那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 都市計画法第6条第1項の規定による都市計画に関する基礎調査のため沖縄県に提供する場合 （専ら学術研究又は統計作成若しくは市の計画策定のために個人情報を実施機関内又は実施機関相互に利用し若しくは国、県等他の行政機関又は研究機関に提供する場合。ただし、本人の権利・利益を侵害する恐れがないときに限る。）		
目的外利用又は 提供をする 理 由	本業務は、沖縄県が都市計画法第6条第1項の規定により都市計画に関する基礎調査を行うものであり、本市の都市計画の策定とその実施を適切に遂行するために必要なものでもあるため。		
届 出 担 当 部 課	都市計画部 建築指導課 連絡先098-951-3244)		

那覇市公告第 500 号

平成 30 年 1 月 4 日

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 27 年 12 月 17 日 第 H26-09-01 号 那覇市指令都建第 3578 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市首里寒川町 1 丁目 7-2 他 6 筆
- 3 公共施設
消防水利（防火水槽）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県加古川市平岡町新在家 117 番地
昭和住宅株式会社 代表取締役 湖中 正泰
- 5 検査済証番号
平成 29 年 12 月 13 日 那都建第 345 号
平成 29 年 12 月 13 日 那都建第 346 号
- 6 工事完了年月日
平成 29 年 11 月 15 日

那覇市公告第 501 号

平成 30 年 1 月 4 日

高機能消防指令システム賃貸借契約に係る入札の実施について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 高機能消防指令システム賃貸借契約
- (2) 履 行 場 所 那覇市消防局(指令情報課)、ほか
- (3) 履 行 内 容 高機能消防指令システム整備事業 仕様書のとおり
- (4) 契 約 予 定 日 平成 30 年 2 月予定
- (5) 契 約(履行)期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日まで
(84 ヶ月)

(6) 特記事項

概要	仮運用期間：平成 31 年 2 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
	本 格 運 用：平成 31 年 4 月 1 日から
	契 約 方 式：那覇市、リース会社及び保守業者との間で三者間 賃貸借契約を締結する。(月額均等割り)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告から落札者決定までの間、次に定める資格をすべて満たしていること。

(1)	施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2)	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てをしていない者であること。
(3)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の3ヶ月前から落札者決定予定日までの間に不渡り等を生じていないものであること。)
(4)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する会社等及びこれに準じるものとして公共機関が実施する入札等からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。

(5)	那覇市総務部契約法制課が定める平成29年度登録業者に登録されている者であること。
(6)	施工にあたり、無線関係の技術者、電気通信設備関係の技術者、情報処理関係の技術者又は電気管理関係の技術者の資格等を有する者を現場に専任で配置できること。
(7)	沖縄本島内に本社があり、かつ、機器のトラブル発生に24時間365日即時対応できる体制にあること。加えてシステム保守に必要な資格を有した者が、常に現地に駆け付け保守対応できる体制にあること。
(8)	公告の日から落札者決定予定日までの間に那覇市より指名停止を受けていないこと。
(9)	消防指令装置等の施工、保守において、国又は地方公共団体に契約及び導入実績があること。
(10)	高機能消防指令システム機能要件確認書（以下「機能要件確認書」という。）（所定様式）に掲げる項目全てを満たしていること。

3 契約条項を示す場所 那覇市消防局指令情報課

4 仕様書及び機能要件確認書の配付、質問及び回答方法

仕様書及び機能要件確認書配付、期間、提出期限	配付方法：那覇市ホームページに掲載及び那覇市消防局指令情報課窓口にて配付する。
	配付期間：平成30年1月4日(木)10時から 平成30年1月10日(水)17時まで
	提出期限：平成30年1月15日(月)17時まで
仕様書及び機能要件確認書に関する質問期間・提出方法	質問期間：平成30年1月4日(木)10時から 平成30年1月15日(月)17時まで
	提出方法：所定の質問書様式に記入しメールで提出すること。 ※質問書の様式は那覇市ホームページに掲載する。(質問がない場合は提出不要)
	提出先：那覇市消防局指令情報課 管理係 E-Mail： F-SIREI001@city.naha.lg.jp
仕様書に関する回答及び回答方法	回答日：平成30年1月17日(水)17時 回答方法：受付した事業者全てにメールにて配信する。
機能要件確認書に関する回答及び回答方法	回答日：平成30年1月17日(水)17時 回答方法：質問があった事業者のみ、メールにて配信する。

5 入札説明会の日時・場所

日 時	平成 30 年 1 月 11 日 (木) 受付 13 : 40 説明 14 : 00
場 所	那覇市消防局 5 階 指令情報課 (作戦会議室) (那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号)

6 入札執行の日時・場所等

日 時	平成 30 年 1 月 19 日 (金) 受付 13 : 30 入札 14 : 00
場 所	那覇市消防局 5 階 指令情報課 (作戦会議室) (那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号)
開 札	平成 30 年 1 月 19 日 (金) ※入札実施後、引き続き開札を行う。
開札場所	那覇市消防局 5 階 指令情報課 (作戦会議室)

7 入札時提出書類

提出書類	1 入札書 (所定様式) 2 委任状 (代理人が入札をする場合) (所定様式) 3 誓約書 (所定様式) 4 配置予定の技術者に関する資格 (無線関係、電気通信設備関係、情報処理関係、電気管理関係及びその他必要な資格免状) (写し) 5 消防指令装置等導入実績報告書 (機器納入メーカーの納入実績) (所定様式) 6 メーカーの代理店証明又は特約店証明 (写し) 7 提携予定リース会社報告書 (所定様式) 8 新システム導入における保守体制についての考え方 (仕様書に記載する保守に関連する部分を参照の上、貴社様式で提出すること。) ※上記は、すべて入札書と併せて提出すること。
------	--

8 入札保証金及び契約保証金

入 札 保証金	入札見積金額の100分の8以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。 1 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。 2 過去2か年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結したことの証明を提出する場合
契 約 保証金	那覇市契約規則第30条第1項第13号の規定に基づき免除する。

9 入札の無効

(1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

無効の 入 札	1 入札に参加する資格のない者がした入札 2 委任状を持参しない代理人がした入札 3 入札書が所定の日時までに提出されない入札 4 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札 5 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札 6 明らかに連合、談合その他不正行為によってなされたと認められる入札 7 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札 8 入札書に記名、押印を欠いた入札 9 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札 10 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札 11 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札 12 その他入札に関する条件に違反した入札
------------	--

(2) 郵送による入札は、認めない。

10 入札参加資格要件の確認及び落札者の決定

入札参加 資格審査 及び 落 札 者 の 決 定	○開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効に入札をした者から順次順位を付する。 ○落札者については、入札時提出書類に不備がないか確認を行った後に決定する。 ○落札者決定(予定)日：平成30年1月19日(金) ※落札結果は、那覇市ホームページで公開します。 那覇市(消防局)ホームページ http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/fire/home.html 公開期間：平成30年1月19日(金)から同年1月26日(金)17時まで
--------------------------------------	--

11 お問い合わせ先

那覇市消防局 指令情報課 管理係 與那原、喜名、折笠

〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番8号

電話 098-868-9911 F A X 098-868-9912

消防局訓令

那覇市消防局訓令第 10 号

平成 29 年 12 月 19 日

公 表 済

那覇市消防職員服務規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

那覇市消防局長 平 良 真 徳

那覇市消防職員服務規程の一部を改正する訓令

那覇市消防職員服務規程(昭和54年消防本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(年次有給休暇等) 第9条 [略] (1)～(2) [略] (3) 規則別表第2第14号に掲げる休暇 育児休暇願(第3号様式) (4) [略] (名札のはい用) 第26条 職員の名札はい用については、 <u>那覇市職員名札はい用規程</u> (1964年那覇市訓令第2号)を準用する。	(年次有給休暇等) 第9条 [略] (1)～(2) [略] (3) 規則別表第2第11号に掲げる休暇 育児休暇願(第3号様式) (4) [略] (名札のはい用) 第26条 職員の名札はい用については、 <u>那覇市職員名札の制式及び貸与に関する規程</u> (1964年那覇市訓令第2号)を準用する。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、公布の日から施行する。